行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
内閣の機関	一、三八四人	うち、一七人は、特別職の職員の定員とする。
内閣府	一五、三二五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
デジタル庁	四九四人	
復興庁	二一八人	
総務省	四、七八六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	五五、二二四人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六五人は、検察庁の職員の定員とする。
外務省	六、五九七人	うち、一七三人は、特別職の職員の定員とする。
財務省	七二、八七九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	二、一六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
厚生労働省	三三、五一七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	一九、六二二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	八、〇〇一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	五九、四四二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
環境省	三、三三六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
防衛省	二一、〇四一人	うち、二一、〇一五人は、特別職の職員の定員とする。
合計	三〇四、〇二八人	

第一条第二項の表を次のように改める。

区分	定員	備考
宮内庁	一、〇四五人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
公正取引委員会	九二四人	事務総局の職員の定員とする。
国家公安委員会	八、〇二六人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、二九一人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二二一人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六四人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六四四人	
消費者庁	四〇五人	
こども家庭庁	四三〇人	

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項中「おいては、」の下に「それぞれ」を加え、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
内閣府	令和五年九月三十日までの間	一五、三七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。
総務省	令和五年九月三十日までの間	四、八二一人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和五年十二月三十一日までの間	五五、二三一人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八七二人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和五年九月三十日までの間	七三、八二七人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
文部科学省	令和五年九月三十日までの間	二、一七八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
農林水産省	令和五年九月三十日までの間	一九、六二四人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和五年九月三十日までの間	八、〇三六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和五年九月三十日までの間	五九、四九九人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則に次の一項を加える。

3　第一条第二項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

区分	期間	定員	備考
宮内庁	令和五年九月三十日までの間	一、〇七二人	うち、六三人は、特別職の職員の定員とする。

附　則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

法務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄